

社会福祉法人さいわい会 役員報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さいわい会（以下「法人」という。）の役員報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(理事長の報酬)

第2条 理事長が運営管理のため法人に勤務した場合は、1日当たり10,000円を支給する。ただし、法人理事会に出席した場合はこれを支給しない。

2 理事長が施設職員である場合はこれを支給しない。

(理事の報酬)

第3条 理事が理事会に出席した場合は、交通費1回当たり5,000円を支給する。

(監事の報酬)

第4条 監事が監査及び理事会に出席した場合は、交通費1回当たり5,000円を支給する。

2 監事が当施設で監査をした場合は、1日当たり5,000円を支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が、法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、次の各号に掲げる日当、交通機関利用料および宿泊料とする。

(1) 日当は、1日当たり5,000円を支給する。

(2) 交通機関利用料は、実費相当額とする。

(3) 宿泊料は、実費相当額とする。

3 理事長は、支給を受けようとする役員等に対し、実費相当額が確認できる書類等を求めなければならない。

(改 正)

第6条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成23年 5月19日から施行する。

この規程は、平成26年11月27日から施行する。